

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号 以下「法」という。）第 3 条及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年静岡県条例第 56 号。以下「条例」という。）別表第 1 の 21 の 2 (1)の規定に基づく工場その他の事業場(以下単に「事業場」という。)における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び法第 4 条第 1 項及び条例別表第 1 の 21 の 2 (2)の規定に基づく特定悪臭物質の規制基準（以下「規制基準」という。）を次のとおり定める。

1 規制地域の範囲及び規制基準に係る区域の区分

| 規制地域の範囲 | 規制基準にかかる区域の区分 |
|---------|---------------|
| 清水町全域 | E 区域 |

2 規制基準

(1) 法第 4 条第 1 項第 1 号に定める事業場の敷地の境界線における規制基準

| 規制物質 | 規制基準 |
|--------------|-------|
| アンモニア | 2 |
| メチルメルカプタン | 0.002 |
| 硫化水素 | 0.02 |
| 硫化メチル | 0.01 |
| 二硫化メチル | 0.009 |
| トリメチルアミン | 0.02 |
| アセトアルデヒド | 0.05 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 |
| ノルマルパレルアルデヒド | 0.009 |
| イソバレルアルデヒド | 0.003 |
| イソブタノール | 0.9 |
| 酢酸エチル | 3 |
| メチルイソブチルケトン | 1 |

| | |
|---------|-------|
| トルエン | 10 |
| スチレン | 0.4 |
| キシレン | 1 |
| プロピオン酸 | 0.07 |
| ノルマル酪酸 | 0.002 |
| ノルマル吉草酸 | 0.002 |
| イソ吉草酸 | 0.004 |

(2) 法第4条第1項第2号に定める事業場の気体排気口における規制基準

| 規制物質 | 規制基準 |
|--------------|--|
| アンモニア | 左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、2の(1)の表の、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出した値とする。 |
| 硫化水素 | |
| トリメチルアミン | |
| プロピオンアルデヒド | |
| ノルマルブチルアルデヒド | |
| イソブチルアルデヒド | |
| ノルマルバレルアルデヒド | |
| イソバレルアルデヒド | |
| イソブタノール | |
| 酢酸エチル | |
| メチルイソブチルケトン | |
| トルエン | |
| キシレン | |

(3) 法第4条第1項第3号に定める事業場から排出される排出水の規制基準

| 規制物質 | 規制基準 |
|-----------|--|
| メチルメルカプタン | 左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、2の(1)の表のそれぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第4条に定める方 |
| 硫化水素 | |
| 硫化メチル | |

| | |
|--------|---------------|
| 二硫化メチル | 法により算出した値とする。 |
|--------|---------------|